

日本木造建築海外推進協議会 会規

2023 年 3 月 8 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、日本木造建築海外推進協議会と称する。英文名称は The Japan Association of Timber Construction for Overseas Promotion とする。また、和文略称を「ジェイトップ」、英文略称を「JTOP」とする。

(目的)

第 2 条 この会は、海外における日本の木造建築に係る製品（部材・部品を含む。以下同じ。）の利用、設計や施工技術の活用、知見やノウハウの提供を推進することにより、海外市場における日本企業の事業の育成と発展を図り、もって海外における日本の木造建築の普及、木造建築関連輸出の拡大、海外諸国・地域の住環境の向上、ひいては経済発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 海外における木造建築及び関連製品・技術の需要実態、流通・取引条件等に関する調査研究、情報の収集・交換、視察活動
- (2) 日本の木造建築に関する製品、技術、工法、規格・標準、制度等の海外への紹介、理解啓発、利用促進
- (3) 海外における木造プレカット住宅を始め木造建築の設計、施工並びに木造建築及び関連製品・技術の輸出を志向する事業者に対する助言、支援・協力
- (4) 海外向け出展、セミナー・見学会等の開催、メディア宣伝、広報資材の配布等広報活動
- (5) 海外向け日本の木構造及び関連製品・技術に関する講習会・講座の実施、海外の関連団体・企業・教育研究機関等との交流、協力を通じた人材育成
- (6) 会議、意見交換会の開催、関係者の相互訪問による海外の木造建築産業関係者との交流
- (7) その他、第 2 条の目的達成のために必要な事業

(事務所)

第4条 この会は、主たる事務所を東京都文京区弥生 1-1-1 に置く。

- 2 この会は、前項のほか、理事会の議決を経て、国内外の必要の地にその他の従たる事務所を置くことができる。

第2章 会員

(種類と資格)

第5条 この会の会員の種類及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員：木造建築・住宅産業に関連する事業を営む法人・団体
- (2) 賛助会員：この会の趣旨に賛同する研究教育機関、自治体
- (3) 個人会員：研究教育機関、自治体等に所属し本会に認められる個人

(入会及び退会)

第6条 入会については、理事会において別に定めるものとする。

- 2 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、理事会において別に定めるところに従い、入会金及び会費を納めることとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (3) 会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の特別決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会の会規又は規則に違反したとき
- (2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、資格喪失時において未履行であった義務は、これを免れることができない。

- 2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員、顧問

(種別及び定数)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長3名以内
 - (3) 理事7名以上25名以内（会長及び副会長を含む。）
 - (4) 監事3名以内
- 2 理事のうち、専務理事1名を置くことができる。

(職務)

第12条 会長は、この会を代表し、総会及び理事会を招集してその議長となり、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、この会の業務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この会の運営に関する重要事項を審議する。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。

(選認等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長・副会長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 4 理事及び監事に選任された法人の代表者が任期中に当該法人の代表者でなくなった場合は、事前の規程にかかわらず、理事会において、当該法人の後任代表者のうちから、選任することができる。

(任期等)

第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総

会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補欠として社員総会の議決により役員を選任する。ただし、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第15条 この会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応えるとともに、この会の事業に関して意見を述べることができる。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。ただし、監事の解任は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

(名誉会長)

第18条 この会に名誉会長1名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(委員会)

第19条 理事会は会務運営並びに第3条の事業遂行のために、担当理事を選任し各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会の廃止は理事会で定める。
- 3 委員は会員の中から選任し、理事会の承認を得て会長がこれを委託する。ただし、委員会の内容により会員以外の個人に委嘱することを妨げない。

- 4 委員長は各委員会にて選任する。

(事務局等)

第20条 この会に事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は会長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 会議

(種類等)

第21条 会議は、総会及び理事会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 正会員は、各々1個の議決権を有する。

(総会の権限)

第23条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 各事業年度の事業報告及び計算書類の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 合併・解散
- (6) その他当法人の運営に関する重要な事項

(総会の招集)

第24条 総会は、会長が招集する。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の決議)

第26条 総会は、総正会員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第 27 条 正会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができ、書面又は代理人により議決権を行使した正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した者のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印する。

(理事会の構成及び開催)

第 29 条 この会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全理事をもって構成する。
- 3 理事会は、毎年 2 回以上開催する。

(理事会の権限)

第 30 条 理事会は、この会規に定めるほか次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) その他当法人の運営又は活動に関する事項

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、必要に応じ会長又は副会長がこれを招集する。

- 2 会長が以外の者に委託して招集することができる。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

2 理事会の決議は、出席した理事の過半数の賛成をもって決する。

(理事会の決議の省略)

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事はこれに署名又は記名押印する。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この会の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 基金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 この会の資産は、会長及び副会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 38 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 39 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 会規

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認可及び登記に関する書類（認可及び登記がある場合）
- (5) 会規に定める会議に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規定
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書
- (10) 前項の監査報告書
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第6章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第41条 この会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第42条 この会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

第7章 利益の分配及び残余財産の処分

（利益の分配等）

第43条 この会は、役員又は会員等に対し、剰余金の分配等、特別の利益を与えることができない。

第8章 会規の変更及び解散

（会規の変更）

第44条 この会規は、総会において、正会員の過半数であって正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

（解散）

第45条 この会を解散する場合、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 この会が解散したときに残存する財産の帰属は、総会の決議により定める。

第9章 雑則

(細則)

第47条 この会規の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(委任)

第48条 この会の会務執行のために必要な規程は、理事会の議決を経て別に定める。

(最初の事業年度)

第49条 この会の設立初年度の事業年度は、この会の成立の日から令和6年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第50条 この会規に定めのない事項は、一般社団・財団法人法その他の法令に即して従う。

以上、日本木造建築海外推進協議会設立のためこの会規を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2023年3月8日

設立時社員 青木 謙治 (東京大学 准教授)

設立時社員 ライフデザイン・カバヤ株式会社 取締役社長 窪田 健太郎

設立時社員 院庄林業株式会社 代表取締役 武本 哲郎

設立時社員 都築木材株式会社 代表取締役社長 都築 寛明

設立時社員 ポラテック株式会社 代表取締役 中内 晃次郎

設立時社員 銘建工業株式会社 代表取締役社長 中島 浩一郎

設立時社員 B Xカネシン株式会社 代表取締役 二村 一久

付則

1 この会規は、この会の設立日から施行する。